

松浦市総合教育会議運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、松浦市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 市長は、会議の開会日時、場所、会議に付議すべき事項その他必要な事項を、会議の開会日前7日までに教育長及び教育委員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を松浦市のホームページに掲載して公表するものとする。

（会議）

第3条 会議は、市長、教育長及び過半数の教育委員の出席をもって成立する。ただし、法第1条の4第1項第2号に規定する事項に関し会議を開催する場合については、この限りではない。

2 市長は、必要に応じて市職員を会議に出席させることができる。

3 市長は、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめその旨を公表することとする。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

（守秘義務）

第4条 会議に出席している者は、会議が非公開で行われたときは、職務上又は会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（議長）

第5条 会議の議長は、市長とする。

（会議の傍聴の手續）

第6条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴者名簿（別記様式）に自己の氏名、住所を記入し、係員の指示に従い着席するものとする。

（傍聴の制限）

第7条 危険物を所持する者、酒気を帯びている者その他議長が会議の運営を妨げるおそれがあると認める者は、会議を傍聴することができない。

2 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

（禁止事項）

第8条 傍聴者は、会議を静止画及び動画に撮影し、並びに録音することができない。ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。

2 傍聴者は、会議を傍聴しているときは、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守るものとする。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等傍聴に不要な行為を行わないこと。
- (3) 会議における言論に対し意見し、又は会議の妨げとなる発言を行わないこと。
- (4) 談笑し、放歌し、高笑いし、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (5) 飲食、飲酒、喫煙その他会議の運営の妨げとなる行為をしないこと。
- (6) 他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。
- (7) 携帯電話その他会議の運営の妨げとなる物を使用しないこと。
- (8) 議長の指示及び命令に従うこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱す行為を行わないこと。

3 議長は、傍聴者が前項の規定に違反したときは、退場を命じることができる。

(報償費及び費用弁償)

第9条 市長は、法第1条の4第5項の規定により、関係者又は学識経験を有する者（以下「関係者等」という。）に会議への出席を求めたときは、当該関係者等に対し、報償費及びその職務を行うために要する費用弁償を支給する。ただし、関係者等が自ら会議への出席を求めたとき、又は関係者等の求めにより当該関係者等以外の関係者等が会議へ出席したときは、この限りでない。

2 前項の報償費及び費用弁償の額並びにその支給方法は、松浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年松浦市条例第32号）の定めるところによる。

(事務局)

第10条 会議の事務局を教育総務課に置く。

2 会議の事務局は、会議の終了後、遅滞なく、会議の議事録を作成し市長に提出しなければならない。

3 会議の事務局は、前項に定めるもののほか、会議に必要な庶務を行う。
(議事録)

第11条 前条第2項の議事録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議を開会した年月日
- (2) 会議の開会及び閉会の時間

- (3) 会議場の住所及び名称
- (4) 出席者の職名及び氏名
- (5) 会議において発言した者の氏名及び発言の詳細な内容
(補則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、会議の議決の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

傍聽者名簿

[illegible]